

製品の環境配慮設計措置に関する国際的な動向について

6 - 1 環境配慮設計等の国際標準化への対応 ～ IEC における検討状況～

電気・電子製品に係る欧州環境関連規制（EuP、RoHS、WEEE など）の根幹をなす技術的事項に関しては、IEC（国際電気標準会議）において新たに専門委員会（TC111）を設立し、製品等に対する規格として具体的な検討を行うことが合意。IEC での検討の場において我が国が主導して環境配慮技術に関する国際規格の策定に関与していくことは、競争力の観点からも極めて大きな意味を持つことから、各国への働きかけを行った結果、TC111 における議論を積極的にリードできる「議長」ポストを獲得した。

また、TC111 内への設置が予想される環境配慮設計、含有物質開示手順及び含有有害化学物質試験方法の 3WG のうち、将来的な発展性が最も期待される環境配慮設計 WG のコンビナーの獲得も目指し、各方面の協力を得て積極的に対応している状況。

欧州では、EuP、RoHS、WEEE など電気・電子製品に係る環境関連規制の動きが活発化し、また、中国等他国においても同様の制度の検討が行われているなど、今後、この分野の規制や制度は世界的にも拡大していくものと見込まれている。
これらの規制の根幹をなす技術的事項に関し、欧州では最終的には製品等に対する規格として整備される予定。

我が国を含め欧州以外の国々では、電気・電子製品に関する環境関係の標準規格が欧州勢のみでデファクト化されるのを避けるべく、IEC（国際電気標準会議）においてこれらに対応する国際標準規格を策定するよう働きかけてきたところ。

< IEC（国際電気標準会議）に新 TC 設置 >

電気・電子製品に関する環境関係の標準規格については、本年 10 月 18 日に開催された IEC 標準管理評議会（SMB）において、IEC の場に新たに専門委員会（TC111）を設立して具体的な検討を行うことが合意。
この TC111 においては、電気・電子製品に関する環境配慮設計、含有有害物質試験方法、含有物質開示手順に関する検討が行われる見込み。

< 日本、IEC/TC111 の議長獲得へ >

我が国は、電気・電子製品のライフサイクルを考慮した環境配慮設計技術に関し欧米等に比して強みを有しており、IEC での検討の場において我が国が主導して環境配慮技術に関する国際規格の策定に関与していくことは、競争力の観点からも極めて大きな意味を持つ。
このため、TC111 における議論を積極的にリードできる「議長」ポストを獲得すべく、IEC の現 SMB 委員である森紘一氏（富士通株式会社）を候補者として各国への働きかけを実施。投票の結果が平成 17 年 1 月 10 日に発表され、全参加国（15ヶ国）から新任を受け議長に就任することになった。

< 環境配慮設計 WG のコンビナーの獲得も目指す >

TC111 内への設置が予想される環境配慮設計、含有物質開示手順及び含有有害化学物質試験方法の 3WG のうち、将来的な発展性が最も期待される環境配慮設計 WG のコンビナーの獲得も目指し、各方面の協力を得て積極的に対応している状況。

なお、上記の動きに関連し、これまで日本規格協会における「電気・電子機器の環境分野に関する国際規格適正化調査研究委員会」を中心に、IEC 対応を積極的に図ってきたところであるが、TC111 が活動を開始した後（今年春目途）は、同委員会の機能を電子情報技術産業協会（JEITA）に移管し、これを国内審議団体として今後の対応を図ることとなっている。

6 - 2 EuP 指令(案)の動向

2002年10月に、電気・電子機器のエコデザイン指令案（EEE 指令案・企業総局が草案作成）と最終使用製品のエネルギー効率化指令（EER 指令案・エネルギー総局が草案作成）とを一本化する形で、『最終使用機器のエコデザインのための枠組を設定する欧州議会及び閣僚理事会指令案（EUE 指令案）』を欧州委員会が策定した。

2003年5月には、EUE 指令案を基に『エネルギー使用製品（EuP）のエコデザイン要求を設定するための枠組構築に関する欧州議会および閣僚理事会指令案（EuP 指令案）』を策定した。

EuP 指令案は、エコデザインの要件について、対象となるEuP の選択基準や措置の大まかな考え方については定めているが、対象製品や具体的な実施方法については未定である。

EuP 指令案について、2004年6月に、EU 閣僚理事会が政治的合意に達し、11月23日に、『共通の立場』（修正案）を公式発表した。現在、第2読会に向けて準備が進められているところである（2005年にも最終採択される見込み）。

対象製品（第1条、第2条(1)、(2)で規定）

- ・エネルギー（電力、化石燃料、再生エネルギー）投入によって作動する製品、もしくは、そのようなエネルギーを発生、輸送、測定する製品。エネルギー使用製品に組み込まれる部品で、それ自体でも上市され、単独で環境性能を評価できるものを含む。
- ・エネルギー使用製品に組み込まれる部品であるが、それ自体では上市されない製品や単独で環境性能を評価できない製品は「コンポーネント及びサブアセンブリー」とする。
- ・本指令は、人や物の輸送手段には当てはまらない。

実施対策（具体的な規制）を選択する際には、対象製品を以下の視点から選ぶ

- (a) 域内市場における販売量が相当量を占める製品であること（200,000ユニット）。
- (b) 欧州レベルにおいて環境に及ぼす影響（共同体の環境行動プログラムにおいて、共同体における優先事項として特定されている影響）が著しい製品であること。
- (c) 多大なコストをかけずに相当程度環境負荷を改善するポテンシャルがあること（既存の関連法令が存在しない場合、市場の対応では不十分である場合、同性能の製品の環境性能と大きな開きがある場合）。

実施対策（具体的な規制）

- ・実施対策案の策定にあたって、以下の事項が求められている。

(a) 製品の全ライフサイクルを考慮すること

- (b) 環境、消費者、製造業者（中小企業を含む）に及ぼす影響に関して、アセスメントを実施すること
- (c) 既存の環境法令を考慮すること
- (d) ステークホルダーと適切な対話を行うこと
- (e) アセスメント結果に基づき、実施指令案の説明メモを作成すること
- (f) 中小企業の影響を考慮して実施日、移行措置を設定すること

- ・実施対策は、付属書I（一般的エコデザイン要件）または（及び）付属書（特定エコデザイン要件：環境に著しい悪影響を及ぼす特定の環境的側面について導入される）に従ってエコデザイン要件を定める。

付属書：
一般エコデザイン要件の設定方法

1 EuP エコデザインのパラメータ

1.1 製品ライフサイクルにおける以下の側面を参考にしつつ重要な環境側面を、製品デザインに関する範囲において特定する。

- (a) 原材料採取
- (b) 製造
- (c) 梱包、輸送および流通
- (d) 設置および保守
- (e) 使用
- (f) エンド・オブ・ライフ（使用后）

1.2 各段階ごとに、該当する場合には、以下の環境的側面を評価するものとする。

- (a) 材料、エネルギー、淡水など他の資源の消費予測
- (b) 大気、水または土壌への排出予測
- (c) 騒音、振動、放射線、電磁場など物理的影響による汚染予測
- (d) 廃棄物等の発生予想
- (e) **WEEE 指令を考慮に入れた、材料および（または）エネルギーのリユース、リサイクルおよびリカバリーの可能性**

1.3 特に、該当する場合には、前出パラグラフで言及されている環境的側面の改善を評価するために以下のパラメータが使用される。

- (a) 製品の重量と容積
- (b) **リサイクル活動から生じる材料の使用**
- (c) ライフサイクルを通じたエネルギー消費量
- (d) 各種指令で規定された、人間の健康および環境への潜在的悪影響という点で有害または留意すべき物質の使用
- (e) 適切な使用および保守に必要な消耗品の量と特性
- (f) **以下に示す方法で表されるリユースおよびリサイクルの容易性：使用される材料およびコンポーネントの数量、標準的コンポーネントの使用、分解に要する時間、分解に必要な道具の複雑さ、リユースおよびリサイクルに適したコンポーネントおよび材料を識別するためのコーディング基準の使用（ISO にもとづくプラスチック部品のマーク表示を含む）、リサイクルが容易な材料の使用、高価または他のリサイクル可能なコンポーネントおよび材料のアクセス容易性、有害物質を含むコンポーネントと材料のアクセス容易性**
- (g) 中古コンポーネントの組み込み
- (h) **コンポーネントおよび機器全体のリユースおよびリサイクルに不利な技術的ソリューションの回避**
- (i) **以下に示す方法で表される耐用年数の延長：最低保証耐用年数、スベアパーツ入手に要する最低時間、モジュール性、アップグレード性、修理可能性**
- (j) 廃棄物発生量および有害廃棄物発生量
- (k) 大気中への排出量（温暖化ガス、酸性化物質、揮発性有機化合物、オゾン層破壊物質、難分解性有機汚染物質、重金属、微粒子および浮遊粒子状物質）
- (l) 水中への排出量（重金属、酸素バランスに悪影響を与える物質、難分解性汚染物質）
- (m) 土壌への排出量（特に製品の使用段階における危険物質の漏出、及び廃棄物として処分する際の浸出可能性）

2 . 情報提供に関する要件

実施対策は、製造業者以外による E u P の取り扱い、使用、リサイクルに影響を与える可能性がある情報を、製造業者が提供するように定めなければならない。

- 製造プロセスに関する設計者による情報
- 製品の重要な環境特性およびパフォーマンスに関する消費者向け情報。それらの情報は製品の上市時に消費者が製品に係るこれらの側面を比較できるように商品に添付される。
- 製品が環境に及ぼす影響を最小化し最適な耐用年数を保証するための消費者向け情報。製品の設置、使用、保守の方法と使用後の製品の返却方法に関する消費者向け情報
- 使用後の分解、リサイクルまたは処分に関する処理施設向け情報。可能な場合には、基本的情報を製品本体に表示するものとする。

この情報は、WEEE 指令 2002/96/EC など他の共同体法規にもとづく義務を考慮に入れたものとする。

3 . 製造業者に関する要件

1. 実施要件において、製品デザインを通じてかなりの程度影響を受ける可能性があると認識された環境要件に焦点を当てつつ、EuP の製造業者は、標準的な使用状態と使用目的に関して現実的な仮定を置きつつ、製品ライフサイクルを通じた EuP モデルのアクセスメントを実施せねばならない。

アセスメント結果に基づき、製造業者は EuP のエコロジカル・プロフィールを作成せねばならない。エコロジカル・プロフィールは、環境関連の製品特性と、製品ライフサイクルを通じた、測定可能な物理的な量で表されるインプット/アウトプットから構成されることになる。

2. 製造業者は、アセスメント結果を他のデザインソリューションを評価したり、達成した製品の環境パフォーマンスをベンチマークにより評価したりすることに活用できる。

実施要件を検討する際に集められた情報に基づき、欧州委員会は実施要件におけるベンチマークを特定する。

特定のデザインソリューションの選択は、関連する全ての法規制を遵守しつつ、様々な環境側面について適度なバランスを達成せねばならず、また、環境側面と他の要素（安全と衛生、機能・品質・パフォーマンスにかかる技術的要件、製造コストや市場性などの経済的側面）についても適度なバランスを達成していなければならない。

適合マーク / 宣言

- ・ 上市に先立ち、EuP に CE マークを添付し、適合宣言を公表せねばならない。

適合性評価

- ・ 製造業者は、上市に先立ち適合性評価を実施する。適合性評価の手続きは実施要件により定められる。製造業者は内部環境管理（付属書 IV で規定）もしくは管理システム（付属書 V で規定）のどちらかを選択できる。

付属書 IV: 内部環境管理

1. 適合宣言は一つもしくは複数の製品をカバーし、製造業者によって保管される。
2. 以下を含む技術文書を作成
 - (a) EuP とその用途に関する一般的説明
 - (b) 製造業者が実施した環境評価研究の結果（または）環境評価文献もしくはケーススタディへの言及
 - (c) 製品のエコロジカル・プロフィール
 - (d) 製品の環境設計側面に関する製品設計仕様の要素
 - (e) 第 11 条に言及されている該当文書のリスト、及び第 11 条に言及されている文書が適用されていない場合、またはこれらの文書が該当する施行措置の要件を完全にはカバーしていない場合には、該当する施行措置の要件を満たすために採択されたソリューションの説明
 - (f) 付属書 の第 3 部の要件に従って提供される製品の環境設計面に関する情報の写し
 - (g) エコデザインに関して実施された測定結果

- ・ 必要な場合には、E U の評価手順の(Decision 93/465/EEC)により アセスメント方法を規定する。
2003 年 5 月の E u P 指令案では、第三者認証が関与する評価手順(Decision 93/465/EEC のモジュール B,C,D,E) に限定されていたが、『共通の立場』では特に限定されていない。
- ・ 製品設計を含めて EMAS を取得している事業者は、管理システムの要件を満たしているものと見なされる。
- ・ 製品設計を含めて ISO14001 を取得している事業者は、管理システムの対応する要件を満たしているものと見做される。

適合推定

- ・ 以下のいずれかを満たす場合には施行措置の関連要件に適合していると見なされる。

製品が E U エコラベルを取得している場合（ただし対応する実施対策の要求がエコラベルでカバーされている場合に限る）

ブルーエンジェル等、E U 各国によるエコラベルも E U エコラベルと同等の条件を満たす場合には、適合とみなしてもよい。

整合規格（欧州標準化機関が作成する欧州規格）に基づく規定が適用されている場合

6 - 3 電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (RoHS 指令) の概要

欧州では、電気電子機器に係る特定有害物質の使用制限に関して、欧州電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する欧州議会及び理事会指令 (Directive 2002/95/EC of the European Parliament and of the Council of 27 January 2003 on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment) (以下、『RoHS 指令』という。) が、2003年2月にEU官報に告示され、発効した。

同指令は、2006年7月1日以降、上市される新しい電気電子機器に関して、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB) および / または ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) の使用を禁止している。

現在、対象6物質の閾値について、技術適用委員会 (TAC) が検討を進めている。また、適用範囲について、2005年2月までに見直しが行われることになっている。

【RoHS 指令の採択にあたっての視点 (前文)】

前文(5)は、WEEE 指令により WEEE の回収、処理、リサイクル、処分が規定されたとしても、WEEE のかなりの部分が現行の処分ルートの中で発見され続ける恐れがあり、また、分別回収されてリサイクルされたとしても、対象6物質が健康または環境へのリスクを与えうる点に言及している。

また前文(6)は、対象6物質の使用制限が WEEE のリサイクル可能性と経済的収益性を高め、かつリサイクル施設の労働者に対する健康上の悪影響を減少させることについて言及している。

【RoHS 指令の目的 (第1条)】

電気電子製品に含まれる有害物質の使用制限に関する加盟国の法律の近似化を図ることであり、かつ、人間の健康保護および廃電気電子機器の環境に健全な再生ならびに処分に寄与すること。

【RoHS 指令の策定の経緯と進捗状況】

策定の経緯

2000年6月 欧州委員会が指令案を提案した。
 2001年5月 欧州議会の第一読会にて修正意見が採択された。
 2001年12月 理事会において「共通の立場」が採択された。
 2002年12月 欧州議会と理事会で合意文書が採択された。
 2003年2月 EU官報に告示され、発効した。

表 主要国における国内法化の進捗状況

国	進捗状況
英国	規則案とガイダンス案発表 (2004年7月30日) - コンサルテーション (コメント締め切り 10月29日)
フランス	政令第6版 (2004年7月7日) 第7版 (最終案) は2004年9月末までに出版される予定 詳細は省令で定められる
ドイツ	閣議決定 (2004年9月1日) 法案、議会審議へ
イタリア	2004年6月策定の法案を審議中
スペイン	7月策定の第3次王室令案を審議中
スウェーデン	最終段階に近いとの観測もある

出典：日本機械輸出組合「WEEE & RoHS 指令の実施を巡る最近の動き」、『environment Update Vol.6 No.3』、2004年9月に基づき作成

【指令の対象となる電機電子機器】

WEEE 指令の付属書 IA に定める (1) 大型家庭用電気製品、(2) 小型家庭用電気製品、(3) IT および遠隔通信機器、(4) 民生用機器、(5) 照明器具、(6) 電動工具（据え付け型の大型産業用工具を除く）、(7) 玩具、レジャーおよびスポーツ機器、(10) 自動販売機に属する電気電子機器、ならびに電球および家庭用照明器具に適用する。

【RoHS のポイント - 第 4 条 予防】

加盟国は、遅くとも 2006 年 7 月 1 日以降、上市される新しい電気電子機器が、鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB) および / または ポリ臭化ジフェニルエーテル (PBDE) を含有していないことを保証しなければならない。

欧州委員会の提案に基づき、欧州議会と欧州理事会は科学的データが得られれば速やかに、第 6 次環境行動計画に定める化学政策に関する原則に従い、他の有害物質の使用禁止、および環境により好ましいものであって、少なくとも消費者保護と同等な水準を保証できるものによる代替を決定する。

適用除外 - 付属書

1. ランプ一本あたり 5mg を越えない範囲の小型蛍光灯に含まれる水銀。
 2. 一般目的用の直管蛍光灯に含まれる以下のものを越えない水銀。

halophosphate	10mg
triphosphate with normal lifetime	5mg
triphosphate with long lifetime	8mg
 3. 特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀。
 4. 本付属書に特に定められていないその他のランプに含まれる水銀。
 5. 陰極線管、電子部品および蛍光管のガラスの中に含まれる鉛。
 6. 合金成分として、鋼材の中の 0.35w t % までの鉛、アルミ材の中の 0.4w t % までの鉛、および銅材の中の 4w t % までの鉛。
 7. 高融点ハンダの中の鉛（すなわち鉛含有率が 85% 以上の錫/鉛ハンダ合金）
サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システムのハンダに含まれる鉛（2010 年まで除外）
スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛
電子セラミック部品のに含まれる鉛（例、 piezoelectronic デバイス）
 8. 危険物質および調剤の使用と上市の制限に関する指令 76/769/EEC の改正指令 91/338/EEC に基づき禁止された用途を除くカドミウム表面処理。
 9. 吸収型冷蔵庫中のカーボン・スチール冷却システム防錆用としての六価クロム。
- 第 7 条 (2) に言及する手続きの中で、欧州委員会は次のことを評価しなければならない：
- デカ BDE
特別な目的用の直管蛍光灯に含まれる水銀
サーバー、ストレージおよびストレージ・アレイ・システム、スイッチ/シグナル/電送用ネットワーク・インフラストラクチャー装置および通信管理ネットワークのハンダに含まれる鉛（当該除外は特定期限の設定を考慮）および
電球
- これは、優先してこれらの項目を修正すべきかどうかをできるだけ早く制定するためである。

デカ BDE については、欧州連合におけるリスク評価により、環境や健康への重大なリスクが確認できないとの結論が得られているが、RoHS 指令の規制対象外とするかどうかについては、現在も技術適用委員会 (TAC) において検討中である。

【見直し・罰則等】

第 5 条で科学的・技術的進歩への対応に関する規定、第 6 条で見直しに関する規定、第 8 条で罰則に関する規定が定められている。

6 - 4 カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法の概要

カリフォルニア州では、2003年9月にディスプレイに係るリサイクル法として『電子廃棄物リサイクル法(SB20)』を制定した。法律は小売業者が消費者からリサイクル料金を徴収するスキームを提案するとともに、対象品目に関して、有毒物質管理局がEUのRoHS指令と同様の有害物質規制を導入することを定めている。

電子廃棄物リサイクル法(SB20)は、2004年の9月に改正されて(SB50)、対象品目が拡大されて、リサイクル料金の徴収開始が延期された。

電子廃棄物リサイクル法は、ディスプレイのサイズによって1台あたり6～10ドルのリサイクル料金を徴収することを定めている。リサイクル料金の徴収と支払いは2005年1月1日から開始されている。

1. 目的

対象電子廃棄物に関するリユース、リサイクル、および適正かつ合法的な廃棄に関する包括的かつ革新的なシステムを制定し、有害性が少なく、リサイクル性が良く、再生材料を使用する電子装置を設計するインセンティブを与える。

対象電子装置の引渡し、リサイクル、安全かつ環境に優しい廃棄の確保を図るため、消費者および公衆にとって無料で便利なプログラムを構築するための法律を創設する。

これら有害物質の不法投棄の発生を減らすため、対象電子装置の適正管理に伴うあらゆるコストが、廃棄時ではなく、購入時またはそれ以前に、対象電子装置の製造業者および消費者によって内在化されることを図る。

2. 対象製品(PUBLIC RESOURCES CODE SECTION 42463で定義されている)

対角線長4インチ超のスクリーンを持つビデオディスプレイ装置

例：CRTテレビ、液晶テレビ、プラズマテレビ

CRTないしは液晶のパソコンモニター

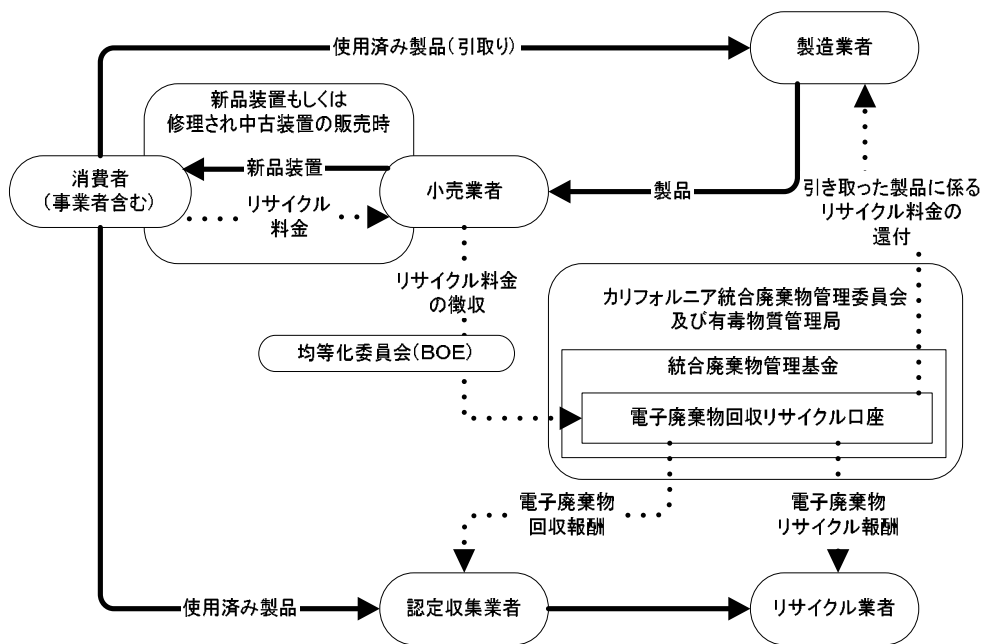
ノートパソコン

例外

- ・自動車に組み込まれたもの
- ・産業、商業、医療機器に組み込まれたもの
- ・洗濯機や、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫つき冷蔵庫、電子レンジ、従来型のオープンレンジ、食器洗い機、ルームエアコン、除湿器、空気清浄器に組み込まれたもの

3. リサイクルスキーム

- ・ リサイクル料金は販売時に小売業者が消費者から徴収
小売業者が消費者の代わりにリサイクル料金を負担することも可能であるが、その場合には販売時に領収書にその旨(“that effect”)を明記
- ・ カリフォルニアで売上税や使用税の徴収を担当している均等化委員会(Board of Equalization: BOE)がリサイクル料金を小売業者から徴収する。徴収されたリサイクル料金は、カリフォルニア統合廃棄物管理委員会及び有毒物質管理局が設置した、統合廃棄物管理基金の中の電子廃棄物回収リサイクル口座に預託される。
- ・ 預託された料金は、認定収集業者の回収費用やリサイクル業者のリサイクル費用を補填するために利用される。



認定収集業者（自治体、自治体の委託業者・認定業者、収集受入を行う非営利機関、製造業者・製造業者の代理者）

図 カリフォルニア州電子廃棄物リサイクル法のリサイクルスキーム

リサイクル料金の設定

製品	料金
(1) 4 インチ以上 15 インチ未満の対象装置	6 ドル/台
(2) 15 インチ以上 35 インチ未満の対象装置	8 ドル/台
(3) 35 インチ以上を対象装置	10 ドル/台

1: 対象電子装置を販売する小売業者は、料金収集に伴う何等かのコストの引き当てとして、電子廃棄物リサイクル料金の3%を留保できる。

2: リサイクル料金は2005年の8月1日までに見直しがされ、以降1~2年で再度見直しが行われる。

4. 関係主体の責務

関係主体	責務
製造業者	<ol style="list-style-type: none"> 1) 名称・ブランドの表記：2005年1月1日以降 2) 小売業者と均等化委員会(BOE)に対して、対象となる品目を通知する。 3) カリフォルニア統合廃棄物管理委員会に対して以下の報告を行う（2005年7月1日まで。以降、少なくとも年1回）。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象品目に関する前年の販売数量（推計値） ・対象品目に使用した有害6物質の使用量と対前年削減量（推計値） ・対象品目に使用した再生可能な材料の使用量・対前年増量（推計値） ・リサイクル設計に関して行った努力と目標、将来計画 ・対象品目に関する事前通知を行った小売業者のリスト 4) 消費者に対して、回収・リサイクル・処分がどこでどのように実施されるか、また、どこでいつ使用済み製品の回収・引渡しをできるのかについての情報提供を行う（無料電話やインターネット、製品ラベル、包装、販売時の説明等）。
小売業者	リサイクル料金の徴収：2005年1月1日から

5. 有害物質規制

有害物質管理局は、EU/RoHS 指令で規制される範囲を限度として、当該電子装置が州内で販売されることを禁止する規則を制定する。本規則は、2007年1月1日またはEU規制が開始される日以降のどちらか遅い日に発効する。

6. 輸出規制

対象電子廃棄物の輸出時には、特定の通知と特定の行為(OECDルールに則るなど)を実施する。

6 - 5 中国「電子情報製品生産汚染防止管理弁法(案)」 (中国版 RoHS 指令)の概要

中国では、電子・電気機器における有害物質の使用を規制する『電子情報製品生産汚染防止管理弁法』(以下、『弁法』とする。)の策定を進めている。

2002年に、信息产业部が『弁法』の制定作業を開始し、草案について意見聴取を実施した。2003年8月には、信息产业部は『弁法』の『意見徵求稿』(パブリックコメント用の法案)を『中国電子業界トップ100社』に送付し、草案に対するコメント、意見を提出するよう要求するとともに、当該草案を各種業界誌、ホームページなどにも掲載した。

2004年2月には、『弁法』は信息产业部の常務会で原則採択、『弁法』実施に直接関わる所轄官庁の認可取得のための稟議進行中と報道された。現在、2005年7月の発効を目指して、公布に向けた準備が進められているところである。

『弁法』では、EUのRoHS指令の規制対象6物質に加え、「その他」の有害物質も規制の対象としているが、国際的な整合性が必要であるとして、RoHS指令の規制対象物質に合わせることを求める声も出ている。

表 電子情報製品生産汚染防止管理弁法の要点

電子情報製品の定義	電子レーダー製品、電子通信製品、ラジオ・テレビ、計 算機製品、家庭用電子製品、電子計量機器製品、電子専用製品、電子ユニット・部品、電子応用製品および電子材料
設計及び生産に関する規定	電子情報製品の設計および生産に際しては、環境保護とリサイクルに有効な方法を採用すべき
有害物質の使用禁止・制限規定	6つの有害物質(鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール、ポリ臭化ジフェニールエーテル)及びその他の有害物質を段階的に削減すること。完全に排除できない場合、その量は関連規定の国家基準を超えてはならない。 (「意見徵求稿」には盛り込まれていないが、信息产业部によれば2006年7月1日以降、6つの有害物質及びその他の有害物質は使用禁止となることである)
情報提供規定	電子情報製品メーカーは、製品の原材料成分、安全使用期限、リサイクルの可否を公表、明記せねばならない
生産者責任	電子情報製品の生産者(輸入者を含む)は、製品廃棄時の回収、処理、あるいは再利用に責任を負う

注1: 「電子情報製品生産汚染防止管理弁法」の主管は信息产业部